

環水大自発 110914001 号
平成 23 年 9 月 14 日

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

騒音規制法第 18 条の規定に基づく
自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準については、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 17 年 6 月 29 日環管自発第 050629002 号）において通知しているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市（特別区）が当該事務を行うこととなったことから、これまでの監視事務の経験や科学的知見も踏まえ、これを別添の通り改正して通知するものである。なお、主な改正点は下記の通りである。

貴（都道府）県におかれては、改正後の処理基準に基づき、平成 24 年度以降の常時監視に係る実施計画を策定し、当該実施計画に基づき、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を適切に行い、今後の貴管内に係る常時監視の実施に万全を期されたい。

また、平成 24 年度から新たに当該事務を実施する貴管内の市に対し、当該市の管内に係る常時監視の資料を提供し、円滑な引継ぎが行われるよう配慮願いたい。

当該処理基準に係る技術的事項については、別途通知する。

記

「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成17年6月）からの主な改正点

項目	改正点
第2 定義等 2. 地域及び道路に応じた環境基準の適用 (4) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路	環境基準でいうところの幹線交通を担う道路の定義を、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」等、他の規定における定義と合わせることにした。
第3 監視 3. 監視地域に関する基礎調査 (1)土地利用状況の把握 1)基本的事項	毎年の沿道状況の把握の実施の判断に必要な項目のうち、「都市計画区域、用途地域の指定について、変更の有無」を、「環境基準の地域の類型について、変更の有無」とした。
第4 報告	評価区間の合算の考え方については、現在の標準的な報告の方法に即していないため削除した。
その他、表現の適正化に係る修正を行った。	

以上

環水大自発 110914001 号
平成 23 年 9 月 14 日

旧来からの地方自治法に定める指定都市、
中核市、特例市、特別区及び騒音規制法政令市の長 殿

環境省水・大気環境局長

騒音規制法第 18 条の規定に基づく
自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準については、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 17 年 6 月 29 日環管自発第 050629002 号）において通知しているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市（特別区）が当該事務を行うこととなったことから、これまでの監視事務の経験や科学的知見も踏まえ、これを別添の通り改正して通知するものである。なお、主な改正点は下記の通りである。

貴市（特別区）におかれては、改正後の処理基準に基づき、平成 24 年度以降の常時監視に係る実施計画を策定し、当該実施計画に基づき、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を適切に行い、今後の貴管内に係る常時監視の実施に万全を期されたい。

当該処理基準に係る技術的事項については、別途通知する。

記

「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成17年6月）からの主な改正点

項目	改正点
第2 定義等 2. 地域及び道路に応じた環境基準の適用 (4) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路	環境基準でいうところの幹線交通を担う道路の定義を、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」等、他の規定における定義と合わせることにした。
第3 監視 3. 監視地域に関する基礎調査 (1)土地利用状況の把握 1)基本的事項	毎年の沿道状況の把握の実施の判断に必要な項目のうち、「都市計画区域、用途地域の指定について、変更の有無」を、「環境基準の地域の類型について、変更の有無」とした。
第4 報告	評価区間の合算の考え方については、現在の標準的な報告の方法に即していないため削除した。
その他、表現の適正化に係る修正を行った。	

以上

環水大自発 110914001 号
平成 23 年 9 月 14 日

一般市の長 殿

環境省水・大気環境局長

騒音規制法第 18 条の規定に基づく
自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市（特別区）が当該事務を行うこととなったことから、当該事務の処理基準を別添の通り通知する。なお、当該処理基準については、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 17 年 6 月 29 日環管自発第 050629002 号）を改正したものである。

貴市におかれては、当該処理基準に基づき、平成 24 年度以降の常時監視に係る実施計画を策定し、当該実施計画に基づき、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を適切に行うとともに、監視結果の継続性の確保の観点から、これまで（都道府）県が行ってきた貴管内の過年度の監視結果を適切に活用し、今後の貴管内に係る常時監視の実施に万全を期されたい。

当該処理基準に係る技術的事項については、別途通知する。